

名古屋市高齢者見守り協力事業者登録事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動に協力する事業者を登録する事業（以下「見守り協力事業者登録事業」という。）について必要な事項を定め、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を営むことについて支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「見守り協力事業者」とは、名古屋市内で事業活動を行う民間事業者であって、見守り協力事業者登録事業の趣旨に賛同し、第5条の規定により登録を受けたものをいう。また、「高齢者」とは、原則として65歳以上のひとり暮らし高齢者、又は、75歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者をいう。

（名古屋市の役割）

第3条 名古屋市は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 見守り協力事業者登録事業の普及及び啓発に関すること。
- (2) 第5条に規定する見守り協力事業者の登録及び名簿の公表に関すること。
- (3) 見守り協力事業者登録事業に関する見守り協力事業者との連絡調整
- (4) 前号に掲げるもののほか、見守り協力事業者登録事業の実施について、市長が必要と認める事項

（見守り協力事業者の役割）

第4条 見守り協力事業者の役割は、次のとおりとする。

- (1) 見守り協力事業者は、その事業活動において、高齢者の異変や心身の状況の変化に気付いた場合は、各区保健福祉センター福祉部福祉課等へ連絡等を行う。
- (2) 見守り協力事業者は、連絡の有無により見守り対象となる高齢者に不利益が生じた場合であっても、責任を負うものではない。

（見守り協力事業者の登録）

第5条 名古屋市は、名古屋市高齢者見守り協力事業者登録届（第1号様式）を提出した事業者について、当該届を受理し、高齢者見守り協力事業者登録名簿に登録する。

- 2 名古屋市は、前項の規定による登録をしたときは、名古屋市高齢者見守り協力事業者登録証（第2号様式）を当該事業者に交付し、その所在地、名称等を市のホームページ等により公表する。ただし、当該事業者が公表を希望しない場合は、この限りではない。
- 3 見守り協力事業者は、第1項の登録内容に変更が生じたときは、名古屋市高齢者見守り協力事業者登録変更届（第3号様式）により、名古屋市に届け出るものとする。

- 4 名古屋市は、見守り協力事業者が名古屋市高齢者見守り協力事業者辞退届（第4号様式）により登録の辞退を届け出たとき、又は、見守り協力事業者として不適当と認めたときは、当該登録を取り消し、当該事業者に通知する。

（個人情報の取り扱い）

第6条 見守り協力事業者は、高齢者の見守り活動に関して知り得た個人情報を本登録制度への登録中又は登録取り消し後においても適切に管理し、第三者への提供及び本登録制度実施以外の目的について使用してはならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて提出されている届は、この要綱による改正後の要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて交付されている登録証は、この要綱による改正後の要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。